

定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しに係る「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等について

平成21年12月
厚生労働省

1 趣旨

事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項の規定に基づく定期健康診断において、常時使用する労働者に対し、原則として、胸部エックス線検査及び喀痰検査（以下「胸部エックス線検査等」という。）を行うこととされている。

平成17年4月、結核予防法（現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。））において結核を早期に発見するために行われてきた定期の健康診断は、結核患者の発見率の低下等により、一律的・集団的な実施からリスクを考慮した実施へと見直され、対象者が学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者等に限定された。

一方、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査等については、労働者の健康を確保する観点から行われているため、平成17年以降、その取扱いに関し調査・研究等を行ってきたものである。

今般、「労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会」（安全衛生部長参集）の報告書（平成21年11月）等を踏まえ、定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者を見直すため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び関係告示について所要の改正等を行う。

2 改正の内容

定期健康診断における胸部エックス線検査等については、下記のアで定めるとおり、一部の者を除く40歳未満の労働者について、医師が必要でないときと認めるときは省略することができることとする。

なお、40歳以上の労働者については、現行どおり胸部エックス線検査等を実施する。

ア 定期健康診断の項目に関する省略基準の見直し（労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準関係）

(ア) 胸部エックス線検査

40歳未満の労働者(20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。)で、次の①及び②のいずれにも該当しないものについては、医師が必要でないと認めるときは、当該検査を省略することができることとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)第12条第1項第1号に掲げる者

※ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者

- ② じん肺法(昭和35年法律第30号)第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者

※ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者

また、「医師が必要でないと認めるとき」とは、自覚症状又は他覚症状、既往歴等から、医師が必要でないと認めるときである。

(イ) 喀痰検査

胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者については、従前、医師が必要でないと認めたととき、喀痰検査を省略していたが、今般、これに加えて、(ア)に掲げる者を喀痰検査を省略できる者に追加する。

なお、検査の趣旨・目的にかんがみ、胸部エックス線検査を省略された者は、喀痰検査も省略されることとなる。

イ 定期健康診断の特例の廃止(安衛則第44条第2項関係)

満17歳又は満18歳の労働者で、前年度等の雇入時の健康診断等で結核に関して要観察者とされなかった場合、胸部エックス線検査等を行わないこととされているが、現行の感染症法において同様の規定は廃止されているため、この特例を廃止する。

ウ その他

上記イの改正に伴い、条項の移動等所要の改正を行う。

3 施行期日

平成22年4月1日

<参照条文>

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2～5 （略）

○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（定期健康診断）

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰^{かくたん}検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

2 前項の健康診断であつて次の各号に掲げるものの項目は、同項各号（第四号を除く。）に掲げる項目とする。

- 一 満十六歳に達する日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び第四十四条の二において同じ。）に前条又は前項の規定により行われた健康診断の際要観察者（胸部エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者及び担当の医師が結核の発病のおそれがあると認めた者をいう。次号において同じ。）とされなかつた者に対してその者が満十七歳に達する日の属する年度及び満十八歳に達する日の属する年度に当該健康診断を行つた事業者が行う健康診断
- 二 満十七歳に達する日の属する年度に前条の規定により行われた健康診断の際要観察者とされなかつた者に対してその者が満十八歳に達する日の属する年度に当該健康診断を行つた事業者が行う健康診断

3 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないとき、省略すること

ができる。

4・5 (略)

(満十五歳以下の者の健康診断の特例)

第四十四条の二 事業者は、前二条の健康診断を行おうとする日の属する年度において満十五歳以下の年齢に達する者で、当該年度において学校保健安全法第十一条又は第十三条の規定による健康診断を受けたもの又は受けることが予定されているものについては、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による健康診断（学校教育法による中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者に係る第四十三条の健康診断を除く。）を行わないことができる。

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 第四十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第四項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 (略)

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 第四十四条第三項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号」とあるのは、「及び第四号」と読み替えるものとする。

○ 労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成10年労働省告示第88号）

次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	二十歳以上の者
腹囲検査	一 四十歳未満の者（三十五歳の者を除く。） 二 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 三 BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である者 BMI = 体重(kg) / 身長(m) ² 四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが二十二未満である者に限る。）
かくたん検査	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	四十歳未満の者（三十五歳の者を除く。）

○ 平成元年労働省告示第四十六条（労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第三項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準を定める件）

次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
身長検査	二十歳以上の者
喀痰検査	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（定期の健康診断）

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第十二章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十二章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2～5 （略）

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）（抄）

（施設）

第十一条 法第五十三条の二第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

一 刑事施設

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度

三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度

四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

2・3 （略）

労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査の対象者の見直しについて

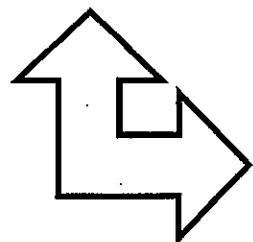
1. 経緯・考え方

- 結核予防法(現在は感染症法)において結核を早期に発見するために行われてきた定期の健康診断は、結核患者の発見率の低下等により、一律的・集団的な実施からリスクを考慮した実施へと見直され、対象者が学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者等に限定された。
- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における胸部エックス線検査については、労働者の健康を確保する観点※から実施されているため、その取扱いに関し調査・研究を行った結果、以下のように対象者の見直しを行うもの。

※ 結核の早期発見、呼吸器等他の疾病の早期発見及びその結果に基づく適切な就業上の措置を実施している

2. 見直し内容

- 40歳以上の労働者:全員に実施 …40歳未満に比べて異常所見率が有意に高いため
 - 40歳未満の労働者:以下の者に実施
 - ア 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者
 - イ 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の労働者 …呼吸器等の健康状態の継続的な把握等に必要のため
 - ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者
…じん肺健康診断を実施しない2年間についても、じん肺等の早期発見の機会を確保する必要があるため
 - エ 呼吸器疾患等の自覚症状、既往歴等を医師が総合的に判断した上で、必要性を認めた労働者
- ⇒ 省令等を改正し、平成22年4月1日の施行を予定



(参考)感染症法

65歳以上
○全員

65歳未満
○学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者等